

公共施設等総合管理計画の主な変更点

資料2

| P | 変更箇所 | 変更前 | 変更後 | 備考 |
|----|------------|-----|--|---------------------|
| P3 | 計画の改訂等の時期 | - | <p>本計画は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針であり、長期的な視点で計画的に公共施設等マネジメントを行うために策定するものであることから、本来は頻繁に見直しを行うべきものではありません。このことから、基本的には計画期間終期に検証したうえで次期計画を策定します。</p> <p>なお、本計画に基づく各施設の中長期かつ具体的な取組をまとめたアクションプランについては、施設の劣化状況、社会情勢等により、各施設の今後の方向性に変更が生じることがあり得るため、計画中間年において検証し、必要に応じ見直しすることとしています。</p> | 公共施設適正配置マネジメント方針による |
| P3 | 今回の改訂にあたって | - | <p>本計画及びアクションプランでは、将来的な人口減少に伴う税収の減少や高齢化に伴う社会保障費の増加などが予測されるなか、対象となる公共施設の総延床面積を40年間で8割の規模にすることをめざしています。このことから、施設（建物）重視から機能優先へ考え方を転換し、「建物」と「機能」を分離して検討し、機能の維持・向上を図りながら、建築物の総延床面積削減の取組を進めてきました。</p> <p>一方で、延床面積の削減の取組を推進しながらも、将来における行政サービスの在り方やまちづくりの方向性を踏まえた公共施設等の機能向上を図るために、必要な新規整備を行うなど、本市が持続的に成長・発展を続けるための土台も構築していくかなければなりません。</p> <p>これらの点を踏まえ、本計画を改訂し、公共施設の適正管理やマネジメントの更なる推進に取り組むこととしています。</p> | 改訂の目的を記載 |

| P | 変更箇所 | 変更前 | 変更後 | 備考 |
|-----|-------------------------------|----------------|---|---------------------|
| P8 | 維持管理・更新等に係る中長期的経費に充当可能な財源の見込み | - | <p>地方債残高は、令和6（2024）年度に約156億円であり、令和2（2020）年度から増加傾向にあり、今後も増加することが見込まれています。基金積立残高は、令和6（2024）年度に約88億円であり、令和2（2020）年度から増加傾向にありましたが、今後は投資的経費の増加等により減少することが見込まれています。</p> <p>公共施設等の維持・更新費用については、一般財源で賄うことが想定されますが、コストの削減や平準化、国の補助金の活用を図る等、より一層の財源の確保が求められます。それでもなお、財源に不足が見込まれる場合には、地方債の借入れや、基金の取崩しによる財源対策を行うことも視野に入れる必要があります。</p> <p>また、公共施設等は市民の貴重な財産として日々活用される一方、維持管理のための経費がかかっています。受益と負担の公平性を確保するという観点に立ち、利用する方と利用しない方の均衡を考慮し、施設使用料の状況調査を行いつつ、統一的な視点から使用料の見直しを行う必要があります。</p> | 国の指針による |
| P12 | 有形固定資産減価償却率の推移 | - | <p>有形固定資産減価償却率とは、市が保有する施設等の取得価格に対する減価償却の割合です。</p> <p>この割合が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示し、施設等の老朽化が進んでいると判断できます。ただし、長寿命化対策により使用可能期間が伸びた場合でも、この割合には反映されないため、この比率が高いからといって直ちに施設を使用できないわけではありません。</p> <p>公共施設の老朽度を把握する指標の一つになります。</p> | 国の指針による |
| P21 | 2全体基本方針 (1)建築物 | 原則として新規の整備はしない | <p>将来の人口動態等を見据え、本市が持続的に成長・発展を続けていくための土台となる必要な機能、費用対効果等を精査したうえで、以下に該当する施設については、新規整備を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市の成長と発展を支える核となる公共施設と認められる場合 ②地域経渓の活性化や交流人口・定住人口の増加につなげるための重要な公共施設と認められる場合 ③コンパクト・プラス・ネットワークの考え方により施設の集積化等が必要と認められる場合 ④改修や更新（建替）等では応じることのできない行政需要に対応するため新規整備が必要と認められる場合 | 公共施設適正配置マネジメント方針による |
| P27 | ユニバーサルデザイン化の推進方針 | - | 公共施設等の改修や更新等を行う際には、関連法令等におけるユニバーサルデザインの考え方等も踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化の推進を図ります。 | 国の指針による |
| P28 | 脱炭素化の推進方針 | - | 古賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく、高効率機器や自然冷媒機器等の導入や施設の新築時・改築時のZEB化の積極的な検討、古賀市再エネ設備導入ロードマップに基づく太陽光発電の導入など、脱炭素化の推進を図ります。 | 国の指針による |

| P | 変更箇所 | 変更前 | 変更後 | 備考 |
|-----|-----------------------------|-----|---|---------------------|
| P28 | PPP/PFIの実施方針 | - | <p>建築物の老朽化が進む現状を踏まえると、効果的かつ効率的に公共施設等を整備・運営し、市民ニーズに対応した公共サービスを提供することが重要な課題となっています。</p> <p>本市では、これまで PPP手法の一つである指定管理者の導入などに取り組んできており、今後も公共施設の整備等に関する事業のうち、民間の持つ資金、経営能力及び技術的能力を活用できるものについては、地域活性化、環境、防災など様々な観点から十分に精査したうえで、PPP/PFIの導入を積極的に検討します。</p> | 国の指針による |
| P28 | 保有する財産（未利用資産等）活用や処分に関する基本方針 | - | <p>廃止した施設等については、他用途での利活用を図るほか、他用途での利活用が見込めない場合には、順次、売却や貸付などによる歳入確保を検討します。</p> | 国の指針による |
| P28 | DXの推進方針 | - | <p>市役所手続や相談業務をオンライン化するなど行政サービス改革の推進が求められており、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に合わせて、窓口や執務スペースの縮小を検討します。</p> | 公共施設適正配置マネジメント方針による |
| P29 | 地方公会計（固定資産台帳）の活用 | - | <p>地方公会計（固定資産台帳）を活用し、施設の維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を一元的に管理することで、保有する公共施設等の情報管理を効率的に行います。また、有形固定資産減価償却率から老朽化の度合いを把握するなど中長期的な対策時期の検討資料とします。</p> | 国の指針による |
| P29 | 各種計画や国管理施設との連携 | - | <p>本市が策定している各種計画の中には、個別の公共施設計画以外にも施設整備に関する事項が含まれる計画もあるため、本計画と連携して考える必要があります。また、公共施設等の老朽化対策や防災対策等は、厳しい財政状況の下、効率的に実施する必要があります。このため、国と地方公共団体が連携し、それぞれ管理する財産の最適利用を図ることが重要であるため、国公有財産の最適利用について情報提供があった際には、有効活用や課題の解決に取り組みます。</p> | 国の指針による |